

平成26年9月9日

名古屋港記者クラブ会員 } 各位  
報道関係

名古屋港埠頭株式会社

## 特例港湾運営会社の申請

名古屋港埠頭株式会社は、平成26年9月9日付けで、特例港湾運営会社の指定申請を行いました。

### 1 概要

民の視点を取り込んだ港湾運営の一層の効率化を図るため、平成23年3月の港湾法の改正により、港湾運営会社制度が創設されました。

制度の導入により、これまで港湾管理者が管理運営してきた公共コンテナターミナルも港湾運営会社がこれを借り受けて、一元的なコンテナターミナルの運営を行うことが可能となります。

同法では、港湾運営会社は伊勢湾で1つに限ると規定されていますが、当面（平成29年9月11日まで）は港で1つ（名古屋港、四日市港それぞれ1つ）の特例港湾運営会社が指定されることとなっています。

このたび弊社は、名古屋港の特例港湾運営会社として指定を受けるため、国土交通大臣に対して指定申請書を提出いたしました。

### 2 特例港湾運営会社の指定による主なメリット

#### (1) 無利子貸付制度の拡充

特例港湾運営会社の指定を受けることで、国及び港湾管理者からの無利子貸付金の割合が、最大8割となります。

#### (2) 税制優遇措置の適用

国の無利子貸付又は補助を受けて新たに整備する荷さばき施設等について、固定資産税・都市計画税の減免（課税標準3分の2）が受けられます。

### <参考>

#### 弊社概要

設立日 平成24年12月3日  
資本金 25億1,500万円  
代表者 代表取締役社長 生田 正治

#### 問い合わせ先

名古屋港埠頭株式会社 経営企画部 鈴木、塚本  
TEL 052-398-1080 FAX 052-398-1081